

令和元年第4回紀の川市議会定例会 第3日

令和元年12月 5日（木曜日） 開 議 午前 9時28分
散 会 午後11時28分

◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	6番 太 田 加寿也	7番 石 脇 順治
8番 並 松 八重	9番 中 村 まき	10番 大 谷 さつき
11番 阪 中 晃	12番 川 原 一泰	13番 高 田 英亮
14番 室 谷 伊則	15番 森 田 幾久	16番 坂 本 康隆
17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明	19番 石 井 仁
20番 杉 原 勲	21番 榎 本 喜之	22番 村 垣 正造

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	柏 木 健 司	危機管理部長	東 山 壽 彦
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	湯 川 晃 司
会計課長	田 村 浩 美	上下水道部長	山 東 邦 彦
農業委員会事務局長	田 村 善 之	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	議事調査課長	片 山 享 慈
議事調査課主幹	岩 本 充 晃	議事調査課副主任	細 谷 勇 紀

（開議 午前 9時28分）

○議長（村垣正造君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第4回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、通告者のうち、石井議員からわかりやすく質問をするため、資料配付の許可申請がありましたので、これを許可し、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

それでは、一般質問を行います。

日程第1 一般質問

○議長（村垣正造君） はじめに、19番 石井 仁君の一般質問を許可します。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） おはようございます。

議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回は、いつでも快適な学校トイレにというテーマでの質問です。

人間が健康に生きていく上で、食事や睡眠と同じく、排せつ行為はとても大切なことです。トイレに行きたくなったときに、落ちついて安心してトイレができるかどうかは、大人も子どもも関係なく、その人の尊厳にかかわるとも重要なことだと思います。

日本のトイレ事情は洋式化が進み、家庭では温水洗浄便座も普及しています。市役所もドライ方式で、温水洗浄便座が備わっています。家庭や公共空間のトイレは随分ときれいになっていると言えます。

ところが、学校のトイレはどうでしょうか。本市では、洋式便器の設置や校舎改築による改善がされた校舎もありますが、築年数の古い校舎では学校トイレの「5K」、汚い、臭い、暗い、怖い、壊れているといわれた要素がまだ存在しています。

先月、総務文教常任委員会が市内の小学校を視察しました。まず、においては、学校によってはトイレの外にも広がる臭気を感じました。また、男子トイレでは、廊下からトイレ使用中の姿が見えてしまったり、男女のトイレの間仕切りがつい立て1枚で上部が空いているトイレもあつたりと、レイアウトや構造に問題があるトイレもありました。また、教職員用トイレにおいても、昨日の質問で太田議員が指摘されたように、女性職員が多い小学校という職場で、洋式便器がない学校や教職員数と比べて数が少ない学校もありました。

私が今回の視察の後思っているのは、子どもたちに申しわけないということです。議員

を14年やっていたにもかかわらず、これまでこの実態の改善をきちんと提案してこなかったことを反省しながら今回の質問をつくり、今、ここに立っています。

同時に、なぜあのおいがずっと改善されなまなのか、なぜ男子の子のトイレ姿が外から見える状態が続いたのか、なぜ男子トイレと女子トイレがつい立てで仕切られ、上部があいたままだったのか。歴代の学校長、教育委員会は、この現状を改善しようとしてこなかったのか、なぜできなかったのか、疑問を持っています。

そこで、まずにおいの強いトイレの改善をするためにどうすればいいかということで質問をしていきます。

最初にお聞きしたいのは、現状認識についてです。

総務文教常任委員会での視察は11月14日に行われましたが、西貴志小学校の2号館の2階トイレが特ににおいが強いと感じました。廊下にまでにおいが漂っていました。常任委員会の皆さん、同行の職員さんは皆感じたと思います。西貴志小学校の児童の中には、学校でのトイレを我慢して家に帰ってすぐにトイレに行くと、保護者からの声もあるとのこと。校長先生も紹介されていました。

においの強いトイレがあるということを教育委員会は把握しているのかどうか、この点をまずお聞きをしたいと思います。

○議長（村垣正造君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

においの強いトイレの改善ということですが、トイレの悪臭については、当然、新築された校舎ではほとんど感じられない中で、施設の老朽化とともに尿石が蓄積され、建物の構造上、換気扇効果が出にくい便所など悪臭がひどくなっている学校、今、指摘にありました西貴志小学校を認識しております。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 今の現状、トイレの悪臭がひどくなっている学校を認識していると、西貴志小学校のこともわかっていただいているということです。

西貴志小学校の2号館の場合、窓がないことから自然換気ができないということになります。換気扇による換気に頼るしかないという構造になっています。この点について、学校からの改善要望、においの改善について学校からの改善要望は把握しておられますか。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 学校からの要望により、換気扇の改修を今年度実施したところでございます。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 要望もあって、つまり要望を受けて、要望を把握して、換気扇の改修も行われたということですが、換気扇の改修をしても、先日視察で行ったときもそうでしたが、においは依然として発生をして、においの残った強いトレ

イのままとなっています。

また、西貴志小学校の職員トイレ、男女計4基ですね、30人職員さんいらっしゃる中で、職員トイレが男の人で二つ、女の人で二つということです。では、なぜこの状態が今まで続いてきたのかということをお聞きをします。にの改善もされてきているけれども、換気扇の改修はされた、けれどもまだにおいは残っている。職員数に対してトイレの基数が少ない。この問題が、なぜ今まで続いてきているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 今までの経緯ですけれども、これまで専門家のアドバイスをもらいながら尿石除去用水整器の設置など教育委員会として対策を講じてまいりましたが、学校によっては功を奏した事例もありますが、本校は解消に至っておりません。

ただ、本年度の換気扇の改修で少しよくなったということは聞いておりますが、便器や排水管に付着している尿石やバクテリア等が原因であることは間違いのないことから、学校には先生の指導のもと、掃除の徹底と薬剤やにおい消しの活用などの対応をお願いしている状況です。

また、職員便所の基数が少ないとの御指摘ですが、職員数の割には少ないということとは承知しております。要望も受けているところですが、立地条件、環境等から基数をふやすには抜本的な大規模改修が必要ということの中で、今日に至っている状況でございます。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） そうしましたら、今まで、つまり校舎の築年数の経過によって、先ほどの答弁では尿石が付着してどうしても取れない状態があつてということだったと思うんですけれども、改善が問題としては把握をされて、尿石除去の薬もやろうとしたということで専門家のアドバイスも受けたということですが、でも現在に至って改善がされてこなかった最大の原因というのは、どこにあるんでしょうか。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 最大の原因ということですが、建物の構造上、空気の循環形態がよくないということ。それと、尿石を蓄積させない清掃活動の小まめさも足らなかったのかなと分析をしております。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 最大の原因、建物の構造上の問題、空気の循環が限られていたということと、清掃活動の小まめさが不足していたということで、建物の循環が悪いということはずっとわかっているわけですね。

清掃活動の小まめさが不足していたということですが、構造がああの中ですけれども、どんな清掃をすればにおいが軽減されていくのかということになると思うんですけれども、聞きたいのは、今現在も学校トイレの清掃や衛生管理がどんな内容で取り組まれているのかということです。これは、市全体の学校についてです。同じように西貴志小学校も対応

されているんだったら、その内容もお聞かせいただきたいと思います。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 学校への指導、その対応ということですが、トイレの管理については児童・生徒と教員協働の分担性による清掃活動を基本として、あと薬剤や芳香剤の活用ということになります。特に、にの強い学校には、掃除の徹底をお願いしている状況でございます。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁をいただきまして、児童と教職員による協働の清掃と、薬剤また芳香剤も使ってにの軽減を図っているということで掃除の徹底をお願いしているということですが、全て学校の中で管理されているということに、今のお話を聞きますとなります。

続けて聞きたいのは、誰の責任でこのトイレのにおい問題を解決するのかということです。今の対応で十分なのかどうかということでもありますが、一番最初に聞かせていただいたのが、現状認識でした。ここでは、悪臭がひどくなっている学校もあると、西貴志小学校も認識をしているということです。学校からの改善要望もあったわけです。換気扇は改修もされたということです。

なぜこの状態が続いたのかということと言うと、いろいろと努力もしてきているけれどもも続いていて、そもそも最大の原因は何かということ、建物の構造や空気の建物の構造による空気の循環が弱いということと、清掃活動の小まめさが無いということでした。学校には、そういう中で何を願ったかといったら、掃除の徹底をお願いしたということですが、資料にもつけましたが、「学校保健安全法」という法律があります。国及び地方公共団体の責務として、第3条で、「相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取り組みが確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する安心の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置、そのほかの必要な施策を講ずるものとする」とあります。

続けて、学校保健に関する学校の設置者の責務として、第4条で、「学校の設置者は、その設置する学校の児童・生徒及び職員の心身の健康の保持・増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実、そのほかの必要な措置を講ずるように努めるものとする」と明記しています。

この「学校保健安全法」に基づいて、文部科学大臣が定める学校環境衛生基準というのがあります。ここでは、「学校の清潔」という項目で、「便所の施設設備は清潔であり、破損がないこと」と基準を設けて、毎日点検することとなっています。

市には、設置者ですから財政上の措置、必要な施策を講じる責務があるというのが法律の趣旨です。ところが、紀の川市が今されていることを聞きましたら、学校の清掃活動を、つまり掃除の徹底をお願いしているという対応なんですね、換気扇の改修はしたけれども、

今のこの対応、お願いをして、してもらっている、その対応で十分なんですか。あ

のにおいては、その対応で解消されていくということになるのでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 今後におきましては、さらなる検討、予算づけももちろん必要になってくると考えています。このままではいけないという認識でおりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） このままではいけないという認識でした。なぜここまで、このままではいけない状態が続いてきたのかということなんです。

先ほど最大の要因は何ですかというふうにお聞きをしましたら、構造上の問題、換気が十分でないということ。それから、掃除が小まめにできていなかったという、現象面での最大の原因というのはそこにあるのかなというふうに僕も思いますけれども、なぜ今、このままではいけないという現状が、この間ずっと放置されてきたのか、換気扇だけは変えてくれていますよ、そこは現場も変えてもらったというふうに言われていましたけれども、その原因なんです。聞きたいのは。なぜ、このままではいけないという現状が続いてきたのかということですね。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 今まで換気扇だけと議員おっしゃいましたが、尿石の除去、改修についても何度か取り組んできております。それでも、解消に向けて進んでいないという状況があるので、今後は大規模な改修に持っていかなければいけないかなと、そのように感じているところです。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 大規模な改修は、最終的にはそういうことでの解決になるのかなと思うんですけれども、今、僕がここで聞いているのは、なぜこの状態がずっと続いているのかということなんです。

換気扇の設置、それから僕は加えなかったですけれども、尿石の除去の薬剤投入もされて、でも今の状態が続いているということですよ。それが、なぜずっと続いたままになっていたのかということなんです。その原因はどこにあるんですか。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 今の状態がずっと続いている原因はということですが、何度ともなくそういった換気扇や尿石の除去活動について対策等を講じてまいりました。そんな中で、尿石の除去の清掃活動も非常に大切であるということの中で、学校に責任を押しつけるわけではないんですが、教育委員会としてもそんな中で予算づけとか流動的な予算、困ったときはほかから予算を回すとか、そういった手当もしながら、においを消す活動をずっと取り組んできたところです。ですが、改善が見込めない状態になっているという状況でございます。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 問題としては捉えて改善の努力もされてきたけれども、やっぱり老朽化する中での対策としては限外があるということなんだと思いますが、ここで教育長にお尋ねしたいんですけれども。先ほど、トイレが快適にできることは人の尊厳にかかわることだというふうに私思っているということでした。トイレが安心して落ちついた中でできるというのは、その人の人権にもかかわることだと思います。

じゃあ、なぜ大人の市の庁舎がこういういいトイレになって、一般の公共空間もいい環境になっている中で、学校のトイレがなぜあの状態が続いているのかということですね。僕は、そうでなければ、そうでないというふうに否定していただければいいんですけれども、どこかで子どもはあれぐらいでもええやろという感覚が大人にあったのじゃないかなと。歴代の学校の校長先生も要望されてきたと思いますけれども、今まで完全にこのにおいが除去される状況にまでは至っていないわけですね。どこかに子どもに対して不誠実な感覚が、大人、学校の先生にもあったんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（村垣正造君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） ただいまの石井議員の御質問にお答えします。

私は、子どもたちが大人とプライバシーのことについても違うというようなことは一切考えておりません。

私も何回か西貴志小学校に行かせていただきました。そのときには、においはしないときもございました。そういった中で、状況によっては大変厳しいにおいがするというのも認識しております。

教育委員会としても、先ほど部長が答弁しましたように、何回も何回もできる限りの中で取り組んできております。その中で、まだ残っているということは、やっぱり抜本的に考えていかなければならないなということも事実でございます。その辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 今、教育長の認識で子どもをないがしろにするような感覚はないということでの答弁いただいたんで、その姿勢で頑張っていただければなというふうに思いますが。

続けて、具体的に今の状態をどう改善していくのかということでお聞きをしたいと思います。

今回、総務文教常任委員として視察に行かせていただいた後、改めてにおい測定器を持って幾つかの学校のトイレのにおいの状態を確認しに行きました。におい測定器の数値で言えば、西貴志小学校のトイレもそんなに大きな数字は出ませんでした。反対に、芳香剤が使われているトイレは感覚的には臭くないんだけど、数値はすごく高い数字が出たりとか、この数値をもって西貴志小学校がとても臭いということを行うには十分な資料に

ならなかったので、測定はしたけれどもよくわからないなというのが、やってみての感想です。

先ほど、構造の問題と掃除の徹底の問題がにの最大の原因ではないかという、現象面での分析もされていましたが、どこが一番発生しているのか、どこに尿石除去剤をすればいいのか、トイレ全面なのか、便器なのか。にの発生原因を調査もされているということですが、改めて対策を講じるための調査を実施する必要があると思うんですけれども、どうでしょうか。

感覚的な尿石除去剤入れればいいのかということではなくて、どこかににの発生が一番強いのかということですね。その調査がまず必要ではないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 調査を考えていないかという御質問かと思えます。

今日まで専門業者等の意見を聞きながら取り組んでまいりました。答弁の繰り返しになりますが、原因は、便器・排水管に付着している大量の尿石、それに老朽化が進んでいる中での換気機能の低さと分析をしております。ですので、改めて再調査をするという考えは、現時点では持っておりません。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 先ほど、そういう形で分析をされているということで、そこが原因であるならその対策が必要ということになるんですけれども、まず抜本的な改修ということが早急に必要と考えます。

換気扇の構造の改善も当然要るだろうし、あともう一つは、トイレが湿式、ウェットなんです、水まいてゴシゴシ洗うということで、市役所はドライ方式なんです。きれいにね、乾いた状態で。

視察行ったときに、水でぬれてあったんです。きれいに掃除してあったということだと思えますけれども、そのときににのほうが強くて、改めて僕訪問させてもらったときに、測定器持っていったときはまだ乾いた状態で、そんなににのにおいがなかったんです。あえてぬらして掃除をすることのほうかにの発生させるのかなとも思いました。それが原因、そうなのかどうかは僕はわかり切らないですけれども、小学校施設整備指針というのが出されています。

平成31年3月に最新になったようなんですけれども、この中で、便所手洗い、流し、水飲み場等というところの中で、窓を設けて採光・通風に留意することやというのがあります。窓がないという整備指針に対して違うんです。床を乾いた状態で使用するドライ方式を採用するなど清潔で使いやすい計画とすることが重要であるというふうに整備指針には書かれています。

にの対策について、ドライ方式にすることも含めて、換気扇の強化であったりもさらに必要だと思いますが、抜本的な解消ですね、洗ってどうとかというようなことではなく

て、尿石の除去薬入れ続けてもあの状態だということであれば、抜本的な改修が必要だと思っただけでも、いかがでしょうか。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 抜本的な改修の中で、ドライ方式はどうかという御質問ですけれども、確かに近年、ドライ方式が主流となってきております。改修をする際には必ず学校と協議をするわけなんですけれども、学校はウェット方式にしてほしいという要望が大半でございます。理由としましては、掃除の指導面のことや児童・生徒の体調により嘔吐することも多いので、ウェット方式を採用してほしいという意見が大変強いんです。

今後、学校とは十分協議して、ドライもありだよということでも十分学校と協議しながら判断してまいりたいと考えております。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 学校の要望もあるということ。

ごめんなさい、換気扇の構造をもっと強化するということができないですか。今の換気扇ね、緩く回っているのが二つついているだけなんです。あれだけの空間の空気を、あの換気扇だけで入れかえようと思うと、うるさいぐらいの換気扇でないと空気は入れかわらないのかなというふうに思うんですが。換気扇をもっと強化するということができないでしょうか。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 換気扇の強化ということで、非常に大事なことで考えております。ですが、予算もかなり要ると思いますので、今、学校施設における長寿命化計画というのを策定してございます。それを今、策定に向けて取り組んでおりますので、それとあわせて大規模改修と、先ほどから言うていただいておりますけれども、大規模改修の中で換気扇の構造を抜本的に改修したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 昨日の太田議員の質問にも答弁として長寿命化計画を来年度に策定するというので、今も答弁いただいて、大規模改修の中で対応をとっていきたいということ。

計画を立てるということで、西貴志小学校のトイレのにおい、職員のトイレが少ないというのは、いつまで我慢してもらおうということになるのでしょうか。校舎改築、大規模改修まで手を打たないということなんでしょうか。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 便器の数ですけれども、現時点では大規模改修の際に便器の数をふやせればというふうに考えております。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 改修のときには、今、部長言われたのは、職員のト

イレということだと思っんですけれども、ふやしていきたいということです。ただ、いつまでこの状態が続くのかということですね。先生、休み時間にしかトイレ行けないのに、二つしかないんです。男の人にしてもね。いつまでこの状態を我慢してもらおうということになるんですか。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） いつまでという御質問ですけども、何年何月までという答弁はできませんので、できるだけ早い時期にと考えております。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） そうしましたら、まだ来年にはということにはならないし、再来年でもないのかなと、あと数年間は今の状態が続くということになるのかなというふうに思ってしまうんですが。

でしたら、西貴志小学校には改めて尿石除去、原因ははっきりしているわけで、発生する場所も、今答弁いただいたんで、その尿石除去を薬剤だけで対応できるのか、ありますけれども、もうやっていく必要があると思います。

西貴志小学校だけでなく、築年数の経過した校舎でにおいが発生するトイレ、ほかにもあります。ここでも尿石除去をやらなければならないし、新しい校舎の学校でも、これから何十年も使い続けることになります。尿石が便器やタイル、配管に固着しないように対応をし続けるというメンテナンスをきちんとし続けるということが、長い間快適に使うために新しい学校でも必要なのかなというふうに思っています。

今、対応を先ほど聞きましたら、学校の先生と子どもらの協働の清掃でやっているということで、これで学校環境衛生基準に基づく清潔であり破損や故障がないことという、その条件が今の状態で満たされるのかということ、そうではないと思います。

学校の現場の掃除、また薬剤の投入で済ますのではなくて、メンテナンスも教育委員会が責任を持って対応していくということが必要なのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 議員おっしゃるとおり、長い目で見たときには、メンテナンスという意味で専門家による清掃はどうかという御質問かと思うんですが、一つの案として、今後十分に検討して判断してまいりたいと考えております。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） まだ先になるんで、メンテナンスは考えていきたいということでした。

独自に学校の予算の中で、薬剤を買ってトイレに注入して尿石除去をやっている学校もありますよね。それは学校の裁量の中でやっていただいてあって、ではなくて、きちんとトイレごとの管理を教育委員会も一緒になってやっていただければなというふうに思います。

次に、二つ目ですね、プライバシーの確保されたトイレになっていない問題についてお聞きをしたいと思います。

まず、現状認識をお聞きをします。先ほども言いましたが、築年数の経過した校舎では、男子トイレの中の様子が廊下から見える状態にあると、おしっこしていると外から見えるんです。また、西貴志小学校では、男女間の間仕切りの上部が、上の部分がですね、あいた状態のトイレもあります。資料に写真をつけさせてもらっています。

外から見られる状態や男女できちんと分かれていない状態のトイレは、僕は子どもの尊厳が守られた環境とは言えないと思うわけですが、現状の認識をお聞きしたいと思います。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 学校のトイレにつきましては、男女別をつい立てだけで仕切った構造やトイレの入り口に扉のない学校もあります。思春期を迎える児童・生徒には配慮も必要と考えていますが、ある程度の可視化の必要性も考慮する中で、適切な改善に今後取り組んでまいりたいと考えております。

学校によっては、扉に係る安全確保の面から、のれんなどで工夫して中を直視できないようにしているところもありますが、今後の改善に当たっては学校と十分に協議しながら取り組んでまいりたいと思います。

現在、計画的にトイレの洋式化事業を推進しておりますので、引き続き扉やブース等の改修もできる範囲で行っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（村垣正造君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 可視化する、つまり密室にならないようにしなければならぬと、密室はつくらないようにしたいということもあるかと思えます。ただ、適切な改善を洋式化の取り組みの中でも進めていきたいという答弁でしたので、ぜひそれは進めていただきたいと思うんですけれども。

何度も言うんですけれども、やっぱりどこかで大人がああトイレを使っていたらおかしいんじゃないかと思うんです。男の人と女の人とトイレが透いたままになっている状態で利用するんです。今、そんなのないでしょう、ないですよ。

新しく建った学校見に行きますと、きちんと壁です。つい立やなくて壁でトイレが分かれてあるし、男の子のトイレもきちんと視線が遮られるように廊下から歩いても見えないようにならない構造になっています。でも、どうしても古い学校は、あの状態なんですよ。それをずっと放置、放置ではないのかもしれないですが、その状態になっていたというのは、やっぱりどこか子どもの尊厳というのを大事にするという姿勢や感覚がまだまだ足りないということなのかなというふうに現時点で私は思っています。

最後ですけれども、市長にお聞きをしたいと思います。

改修をしようと思えば、大規模改修にもなってくるかもしれないし、幾つか改善であれ

ばすぐにできる部分もあるかもしれないんですけども、においの問題等トイレのプライバシーの確保の問題、一定の予算措置がどうしても要ることです。教育委員会としても、学校の要望を聞いて今までも対応されてきたけれども、今現在で言うと、先ほどやりとりさせてもらったような問題があるわけで、すぐに改善しようと思うと予算措置が伴ってくるということになります。

お聞きしたいのは、改善のための予算措置を早急にとるという考えはございますか。

○議長（村垣正造君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の質問にお答えをしたいと思います。

各学校のトイレ、法律まで読み上げていただいているいろいろと御質問されました。法律に違反してようがしてなかろうが、まず安全・安心な学校ということで、合併以来、校舎の改築等々いろいろと耐震化を図って、やっと全部の小・中学校が授業が安全・安心でできる状態になりました。

先ほどからいろいろ御質問あったトイレの問題等、承知をいたしております。これは、もちろん多少の辛抱はしていただかなきゃならない点も、トイレ以外にもいろいろとあるかと思えます。毎年各小・中学校の要望等については、100%とは言いませんけれども、いろいろとお聞かせをいただいて対応してきたつもりであります。

そんな中で、先ほどからの御質問等においてのトイレの改修等々、これ部分的改修だけでは、西貴志小学校だけではないかと思えますが、まず西貴志小学校の問題取り上げて御質問あったわけでありましたが、これはもう校舎全体見直して、早急に対応していく必要があるんじゃないかなと、そう思っておりますので、今の皆さんに改修の予算を設けるとか、大規模改修をやるとかということは、早急に検討をして、1年でも、1日でも早い解決ができたならなど、そう思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたくなと、そのように思っています。

○議長（村垣正造君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

○議長（村垣正造君） 次に、8番 並松八重君の一般質問を許可します。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可いただきましたので、通告に従い、一問一答方式で、ひきこもり相談支援の体制づくりということをお聞きいたします。

社会的ひきこもりの定義は、6カ月以上自宅にひきこもり、就学、就労できない、いわゆる社会参加をしない状態が続いており、精神障害者や中等度以上の発達障害がその原因になっていない者とあります。2018年の調査によれば、ひきこもりの人、15歳から64歳の推計は、全国で115万人に上り、そのうち40歳から64歳の中高年のひきこもりの人は約61万3,000人とされています。

今までは、不登校がきっかけで学齢期を過ぎてもひきこもりである若年層に焦点が当てられてきましたが、今、中高年のひきこもりが問題視されています。社会とのつながりが

薄く、家族だけで課題を抱え込み、行政や医療機関などの支援を受けられないまま孤立しているケースがふえている現状があります。

それと、支える立場であった親の高齢化で、共倒れのリスクを背負いながら、80代の親が50代の子どもの面倒を見る、「8050問題」という言葉が生まれるほど、事態は深刻です。

つい最近も、地域の高齢の女性が自宅で転倒したにもかかわらず、同居している長年ひきこもりであった息子は外部に連絡できなかったという事例がありました。ちょうど福祉部担当の方が訪問していただいたときだったので、事なきを得ましたが、このような事例は本当に見えないだけで、市内の中でも起こっていると思われます。

ひきこもりは長期化することで解決が難しくなり、病気や介護、経済的困窮などの問題に行政は対応をしていかななくてはなりません。2002年から若年層へのひきこもり支援を実施している自治体の担当者は、ひきこもりの6～7割が不登校経験者であるということ、その中には幼いころからの発達課題を持ちながら、養育の問題にすりかえられて、本人、家族ともに傷ついている方がいることと指摘されています。

このような現状を踏まえ、就学時から学校での不登校に対する理解と相談支援の体制づくりが重要だと考えます。まず、不登校、長期欠席、児童・生徒とその家族への相談支援の現状をお伺いします。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） 並松議員御質問のうち、不登校、長期欠席児童生徒への支援と対応はということに対する御答弁を申し上げたいと思います。

文科省では、「学校を年度間に連続または断続して30日以上欠席した長期欠席者のうち、何らかの心理的・情緒的、心理的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況であること。（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）」と、不登校を定義しています。

平成30年度、本市の不登校児童生徒数は、小学校が16名、中学校が62名でした。長期欠席をしている児童・生徒への対応は、県教育委員会が作成した「不登校対応基本マニュアル」に沿って行います。マニュアルには、休み始めた時期の早期対応の方法や校内ケース会議で見立てを行うことが書かれています。

ケース会議には、担任だけでなく、管理職、生徒指導担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員など、当該児童・生徒に係る多種多彩な関係者が集まり、その児童・生徒のその後の取り組みの方向性を決定します。また、「累計5日以上欠席した児童・生徒の個人状況・学校対応状況シート」を作成し、常に教職員で情報を共有しています。

欠席が長期化した場合は、家庭訪問や電話連絡を行うとともに、県より派遣されている不登校児童生徒支援員、訪問支援員などが対応したり、適応指導教室で対応したりして、担任一人が課題を抱え込むのではなく、組織として不登校問題に対応しております。

しかし、不登校に至った要因は、児童・生徒によってさまざまで、また複雑になっていますので、問題解決には地道で長期的な取り組みが必要と考えております。

○議長（村垣正造君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま担当部長より、本市の不登校児童生徒数をお聞きしました。

中学校で人数が4倍近くふえているということは、小学校で不登校傾向であった児童は、中学校でも不登校になっているということだと思われま。不登校傾向とは、30日未満欠席した長期欠席者です。先ほど部長も言われたように、不登校に至る要因はさまざまあり、御家族も学校も対応には大変苦慮されているところだと思います。

学校の対応として、不登校対応基本マニュアルに沿って、校内ケース会議で見立てを行うと答弁いただきました。子どもの小さな変化も見逃さず継続した支援を行うためには、支援者の情報共有とともにケース会議は大変重要だと考えます。

その会議は、定期的開催されているのでしょうか。また、県より派遣されている訪問支援員が訪問するときには、担任教諭は同行されるのか、再度お伺いします。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） まず、ケース会議を定期的に行えないかという御質問だったと思います。

児童・生徒のわずかな変化も見落とさないために開催回数をふやせないかということですが、ケース会議については、児童・生徒個人の実情に対して、外部から専門家、児童相談所や市の福祉部、多数の学校を所管するいろんな立場の相談員などにも参加してもらい、最良の対応策を導き出す会議でございます。

子どもにおける変化のサインを見落とさないことは大変重要なことではありますが、ふだんは学校の中の学年部会、教育相談部会、職員会議等々、常に情報共有を図っておりますので御理解をお願いしたいと思います。

それと、訪問支援員が訪問するときには担任も同行しているのかという御質問ですが、もちろん担任はまず対応しますので、担任でもなかなか解決できないときに支援員ということになりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（村垣正造君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 続いてなんです。2018年度の現役中学生に聞いた調査があります。中学校に行きたくない理由について、朝起きられない、疲れるなどの身体的症状以外の要因では、授業がよくわからない、ついていけない、小学校のときと比べてよい成績がとれないなどの理由があります。長期欠席している子どもが、学校へ復帰したいとなったときに、学校での居場所づくりと授業についていけるような継続的な教育支援が求められます。個別に教育支援を行う体制はできているのか、お聞きします。

○議長（村垣正造君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 長期にわたり欠席していた児童・生徒が登校を始め

たときには、やはり一気に全課程というわけにはいかないものと思います。

徐々になれていく必要性がありますので、適応指導教室や別室学習の併用、また放課後指導や家庭訪問によるプリント学習を行うなど、機会を捉えたその児童・生徒の状況に合わせた配慮が必要と考えておりますので、そういった取り組みで徐々にならしている取り組みをしております。

以上です。

○議長（村垣正造君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 次に、義務教育を終えた後、厳密に言えば15歳からの支援対象となりますが、特に16歳から22歳においてひきこもり対象者が多くなることから、就学、就労などの相談支援体制はできているのか、伺います。

2016年の調査では、義務教育を終えた39歳までの若年層で、ひきこもり状態にある人の推計は約54万人です。不登校、職場になじめなかった、就職活動がうまくいかなかった、病気などがひきこもりのきっかけとなっています。

このことから、義務教育を終えた後の継続した支援が必要不可欠です。また、御家族が安心して相談できる窓口など関係機関と連携した体制はできているのか、お答えください。

○議長（村垣正造君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 並松議員の16歳から22歳における就学、就労などの相談・支援体制はできているのかとの御質問について、福祉行政の立場から答弁させていただきます。

ひきこもり者の相談支援について、本市では、令和元年度から「生活困窮者自立支援法」の規定に基づき、ひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援を行う「ひきこもり対策推進事業」の市町村事業として、「紀の川市ひきこもりサポートセンター」を開設したところであります。

この事業は、昨年まで「ひきこもり者」の社会参加支援センター運営補助金で運営されてきました民間の支援機関である「一麦会ハートフルハウス創（はじめ）」に業務を委託し、実施しているものでございます。

センターの主な機能としましては、相談受け付け機能はもとより、居場所の提供、就労や就学など社会参加への支援、また関係機関との情報共有など、ひきこもり者の実情に応じた支援全般を担っております。同時に、家族の支援も行っています。

また、市役所窓口相談があった場合、センターに円滑に引き継ぐ体制となっております。さらに、ひきこもりサポートセンター以外にも、那賀圏域の「ひきこもり者」の相談窓口として、岩出保健所内に専門相談窓口が開設されるとともに、紀北地域の若者就労・就学相談支援窓口として「若者サポートステーションWith Youきのかわ」が橋本市に開設されております。これらの機関や行政機関など、いずれかに相談があった場合、相談者の了承のもと、関係機関相互に情報を共有するとともに、相談者の事情に応じた支援を行う体制となっております。

本市を含めた那賀圏域においては、ひきこもり者の支援体制は構築されているものと考えております。

以上です。

○議長（村垣正造君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 最近、若年層の一部が深刻なゲーム依存の症状を抱えていると報道されていまして。今、部長が答弁されたように、相談窓口は本当に以前よりはたくさんふえていていると思われませんが、オンラインゲームの普及でゲーム時間が1日6時間以上と答えた人は、退学や退職に至ったケースもあり、22.3%が6カ月以上家にひきこもっていました。

ゲーム障害が疑われる患者の約7割が未成年であるということから、若年層のひきこもりの要因もますます複雑化し、早期に的確な支援を提供しなければ一層ひきこもりが長期化し、ふえていくのではないかと危惧します。

紀の川市ひきこもりサポートセンターを開設し、民間の支援機関である「一麦会ハートフルハウス創（はじめ）」に業務を委託して、ひきこもり者の支援、家族の支援を行っているということですが、相談に来られるのはまず御家族の方です。家族の問題を外部に出しにくい風潮がある中で、サポートセンター事業での家族支援はどのような支援があるのか。また、何歳までの方の相談支援に対応されているのでしょうか。

相談をしていただくことで支援につながるけれど、相談に来られない世帯において行政はどのような機会を捉えて情報を得ることができ、支援が必要だと判断されるのか、お答えください。

○議長（村垣正造君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） まず最初に、サポートセンターの具体的な支援というところからお答えさせていただきたいと思います。

子どもが長期にわたりひきこもると、家族は自分たちがその原因ではないのかということで自分を責めたり、将来への不安や悲観、絶望感を感じるものがしばしばです。

それが原因で、家族の方が鬱状態になって治療が必要になることも珍しくありません。持って行き場のない親御さんや兄弟等の家族の気持ちを安心して話せる場所の提供、それに対応する支援者を配置、そういったことで相談に応じております。

そしてまた、サポートセンターでは、年齢制限はございません。学生・若者・中高年・高齢者・障害者などなど、それぞれの家庭に適した支援を行っているところでございます。

また、市の業務の中でどのような機会にひきこもりの支援が必要ではないかというのを認識するのかという御質問ですけれども、まず、高齢者の地域包括支援センターでは、高齢の親と40代、50代、最近では60代の子どもが生活困窮した状態で相談に来られる民生委員・ヘルパーさんなどからの情報による家庭訪問時に存在に気づくことができます。また、生活保護申請時の調査により、その存在に気づくこともあります。

ひきこもり者である場合には、生活保護の就労支援などなどで自立を助長していく対応

をしているところでございます。

以上です。

○議長（村垣正造君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 次は、中高年、いわゆる40歳から64歳までのひきこもりの実態の把握はどのように進め対応されているのか、お聞きします。

2013年ごろから、40歳以上のひきこもりの事例が多いと報告され始めていました。ひきこもりのきっかけについての調査では、退職したことが36.1%で1位です。中高年のひきこもりに関しては、不登校の延長ではなく、一度は就職したものの、仕事をやめてひきこもるケースが多いことがわかります。本人も、御家族も、仕事で少しつまずいただけという認識でいることで、支援などを受けないまま長期化する場合があります。多くの家庭は、ひきこもる子どもの存在を隠し、支援を受けないまま親も高齢化して、健康問題、経済的に困窮し、限界まで我慢して支援団体や行政に相談するという家庭がふえています。

本市の推計では、若年層、中高年、合わせて約550人がひきこもり状態にあると思われます。そのことから、ひきこもりの人も大切な社会の担い手として意識を持ち、地域の民生委員、児童委員などの協力をいただきながら、さらに現状を把握していく取り組みはできないのか、お伺いします。

○議長（村垣正造君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 続きましての御質問、中高年のひきこもりの実態の把握はどのように進め、対応していくのかとの御質問かと思います。

まず、中高年の定義として、40歳以上65歳未満のひきこもり者で答弁させていただきます。平成30年度に内閣府が標本抽出方法で実施した「生活状況に関する調査」の報告書をもとに、人口比率で推計すると、本市における40歳以上65歳未満のひきこもりの方は約290人と算出されますが、この数値はあくまで推計であり、実際のひきこもり者の把握はできていない状況であります。

実態把握のためのアンケート調査等においては、「ひきこもり」の定義の捉え方が、回答者個々の解釈により違ってくることが推計されることから、現実的な数値は期待できません。

議員おっしゃったように、家族の方でなかなか表に出せないというようなこともありまして、戸別訪問等による聞き取り調査に関しても、プライバシーの問題が生じるため、実質、実施は困難と考えられます。

このような観点から、本市としましては、ひきこもり者の把握も重要かと認識していますが、現実的には、まずひきこもり者の家族に、「いかに支援につなげるか」という意識を持ってもらうことが重要と考えております。

ひきこもり当事者が、みずから相談窓口へ来るということも、まず期待できないと思います。そのためにも、身近にいる家族や支援者が相談機関につながることを、ひきこもり

者の社会復帰に向けた第一歩になるものと考え、本市の今後の対応といたしましては、当事者はもとより、特に、その家族に対し、「相談機関」に関する情報の周知を図ることが不可欠と考え、さまざまな機会を捉え、広報啓発活動を重点的に展開してまいりたいと考えております。

○議長（村垣正造君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま部長の答弁によりますと、実際ひきこもり者の把握はアンケート、聞き取り調査でも実施は困難で、ひきこもり者の御家族にどのように支援につなげるかという意識を持ってもらうことが重要だとお答えいただきました。

御家族や支援者が、相談機関につながるための情報の啓発・周知は大変重要でございます。進めていただきたいと思っております。

しかし、ひきこもりの要因も、前段で述べたように、さまざま複雑で絡み合っています。御家族の相談にすぐに寄り添える存在として、専門の相談窓口を福祉部に設置し、担当職員のスキルアップに取り組むべきではないでしょうか。再度、お伺いします。

○議長（村垣正造君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 先ほども申しましたとおり、福祉業務の中でひきこもりの支援が必要ではないかと認識することはさまざまあります。貧困であったり、親・障害者の介護であったりと、さまざまあります。複合的に関係している場合もございます。そこで、各課の担当者が、担当の諸問題を持ち寄り、解決に向けた「福祉部担当者会議」を定期的実施しているところでございます。

「ひきこもり」の相談窓口については、現時点で2階福祉部全ての課において対応しております。その状況に応じて、また担当課を判断しております。

同時にスキルアップにつながる担当職員の「ひきこもり」研修、最近ですけれども、先月、全国ひきこもり家族会連合会の理事による「ひきこもりをとりまく現状と課題について」の講演を各課から職員が受講しております。今後も職員のスキルアップに努め、当事者、その家族・支援機関と協力、連携して支援促進に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（村垣正造君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 種々部長よりお答えいただきましたが、ひきこもりの解決の最初の一步として、なかなか福祉部まで相談に来られない御家族や本人のために相談しやすい体制づくりの一環として、相談窓口の直通専用電話を設置するお考えはないでしょうか。

○議長（村垣正造君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 専用電話を設置したらどうかということでございますが、先ほどから申し上げておりますとおり、さまざまな要因においてそのひきこもり者というのを知る機会がございます。そういったことから、どの課においても対応ができるというようにしております。

しかし、このセンターとのつながりが障害福祉課であることから、障害福祉課の窓口としたような形の中で広報・啓発を進めていきたい。障害福祉課への直通電話を広報のほうに明示したいと、そのように考えております。

以上です。

〔並松議員「終わります」という〕

○議長（村垣正造君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前10時57分）

○議長（村垣正造君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○議長（村垣正造君） 次に、1番 門 眞一郎君の一般質問を許可します。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

私は、耕作放棄地の適正な管理に向けて一般質問を行います。

農地の役割には、農産物の生産という経済的な側面だけではなくて、多面的な機能があります。農林水産省の資料でも、土壌侵食の防止機能、雨水の保水、貯留による洪水防止機能、水源涵養機能、水質浄化機能、気候緩和機能、また文化の伝承機能、快適環境の形成機能など、私たちの生活にとって欠くことのできなき大事な役割を果たしてくれています。

しかし、地域を見渡すと耕作放棄された農地が年々増加しています。適正な管理ができていないところが目立ちます。雑草が生い茂っても、農地の所有者が高齢になり、自分で刈り払うことができなくなったり、これまで近所の人に頼んでいたけれども、頼まれていた人も亡くなってしまったりというふうな事例がふえています。

紀の川市のホームページを見ますと、「農地の適正な管理について」の欄には、耕起、草刈り、除草などを行い、適正な管理をお願いしますとあります。しかし、実態は放置せざるを得ない状態が広がっています。

個々の農地所有者の努力だけでは解決が難しい今、市としての対策を強化すべきではと考えて、質問をいたします。

まず、一つ目として、農林委員会では毎年遊休農地、耕作放棄地の調査を行い、必要な指導を行っているとのことですが、紀の川市における調査の状況、指導の件数、そして指導の結果についてお聞きしたいと思います。

○議長（村垣正造君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長 田村善之君。

○農業委員会事務局長（田村善之君）（登壇） 門議員の御質問にお答えいたします。

耕作放棄地に関する指導は、関係者の依頼や情報提供によって行う場合とパトロールによる場合と大きく分けて二通りがございます。

一つ目に、依頼等による場合ですけれども、隣接者などから連絡をいただく場合や毎月開催の農地利用最適化推進委員会で委員からの情報提供等によるもので、現地を確認の上で、所有者の管理責任についての説明文と現況写真、市のシルバー人材センターや和海紀森林組合の草刈り委託事業の案内を添えて、適正な管理についての指導文書を送付してございます。

年間の指導件数は、延べ件数で、平成28年度138件、平成29年度199件、平成30年度145件となっており、その結果、約7割程度の農地が保全管理、または農地として復元されてございます。

今年度は、11月末時点で、延べ230件の指導を行っております。これは、雑草の状況が天候によって左右されるため、年によって指導件数に増減があるところでございます。

二つ目に、パトロールによって行う場合です。耕作放棄地のパトロール調査は、農地法及び農地パトロール実施要領に基づき、農業委員と農地利用適正化推進委員が実施してございます。市の耕作放棄地面積は、平成28年度末で160.3ヘクタール、平成29年度末で199.9ヘクタール、平成30年度末で206.3ヘクタールと年々増加してございます。

パトロールの結果、耕作放棄地の所有者に対し適性な管理をお願いするとともに、今後の利用意向調査を行っており、再生可能な農地について貸し付けの意思を回答され所有者の了解を得て、県農業公社へ情報提供を行っております。平成30年度は、291人に対して意向調査を行った結果、41人の貸し付け意向の情報を県農業公社へ情報提供して、農地中間管理事業の利用を推進している状況でございます。

○議長（村垣正造君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 現状はよくわかりました。

指導の結果は、約7割程度の農地が保全管理されたり農地として復元されていることや、また農地の貸し借りの推進が図られていることは喜ばしいことだと思います。

しかし、指導しても3割程度が放置されているということは、新たな放棄地が生まれていることともあわせて、耕作放棄地面積も年々増加している原因となっていると思います。

また、平野部の引き受け手の見つかりやすい農地はまだしも、中山間部の傾斜地など自然的条件の悪い農地こそ守る手だてを考えていかななくてはならないと思います。初めに申し上げたように、農地の多面的機能が失われることによって、地域の荒廃やまた土砂災害の発生にもつながりかねません。

そこで、市として今後の耕作放棄地の適正な管理について、これまで以上に対策を強化する必要があると考えます。どのような対策を考えているかを、農林商工部長及び農林委

員会事務局長にお尋ねします。

○議長（村垣正造君） 農業委員会事務局長 田村善之君。

○農業委員会事務局長（田村善之君）（自席） 今後の施策について、農業委員会としては、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていく立場から、引き続き農地パトロールを行い、耕作が放棄された農地の状況を把握し、利用意向調査を実施してまいります。

また、JA紀の里、那賀振興局、岩出市、紀の川市及び両市の農業委員会で構成する「JA紀の里農地利用調整協議会」で連携の強化を図るとともに、日ごろから農業委員・農地利用適正化推進委員が行う地域活動によりまして、耕作が困難な農地所有者に対し、担い手への貸し借りや売り渡しを図る掘り起こし活動を進め、農地の有効利用と耕作放棄地の発生防止に取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、9月に施行いたしました「空き家に附属した農地の別段面積取扱基準」によります空き家バンクと連携した取り組みにつきましても、耕作放棄地解消のための一助となるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（村垣正造君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 門議員の御質問にお答えしたいと思います。

農業従事者の高齢化や担い手不足により、農地の耕作放棄地が進行しており、特に中山間地域においては顕著な状況となっております。

農林水産省の「耕作放棄地に関する意向及び実態調査」によれば、発生原因は、「高齢化、労働力不足」が最も多く、次いで「土地持ち非農家の増加」、「農産物価格の低迷」が多い状況となっております。また、中山間地域では、「傾斜地等の自然的条件が悪い」が他の農業地域より発生原因として多くなっております。

この調査により、農産物価格が低迷化する中、農業従事者が高齢化し、農地の引き受け手が不足しており、圃場が未整備、あるいは土地条件が悪い農地を中心に耕作放棄地が増加していることがうかがえます。

また、別の調査では、基盤整備事業が実施された地域においては、耕作放棄地の発生が極めて少ないこともわかってございます。

このようなことから、市としては農業生産性の向上を図り、収益性を高めるため、圃場整備を強く推進し、また紀の川市農業振興戦略計画の具体化方策を実践し、さまざまな農業支援策を講じて農業振興を図っているところでございます。

その中の一つとして、新規就農者の受け入れ基盤を整備し、独立までサポートできる体制を構築して担い手の確保・育成を図っていきたいと考えてございます。これらの個々の取り組みを積み重ねることにより、耕作放棄地の抑制にもつながるものと考えてございます。

以上です。

〔門議員「質問終わります」という〕

○議長（村垣正造君） 以上で、門 眞一郎君の一般質問を終わります。

○議長（村垣正造君） 次に、13番 高田英亮君の一般質問を許可します。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（質問席） それでは、通告に従い、県道、市道の交通渋滞の解消と安全対策についてお尋ねいたします。

今現在、紀の川市において交通渋滞を起こしている県道、市道は、主に県道桃山下井阪線、市場の交差点からオーストリートの間、また県道和歌山橋本線、県道野上岩出線の河南図書館の周辺などです。以前は、国道24号線の粉河地域でも交通渋滞が発生していましたが、京奈和自動車道の開通や河南道路の拡幅で、今では渋滞も緩和されてきています。

そこで、今回は、県道和歌山橋本線、県道岩出野上線の貴志川地域の通過渋滞の解消と安全対策についてを5点質問します。

ことしの6月29日に、老朽化が進み、また大型車同士のすれ違いが困難であったことから、新しい諸井橋が供用することになりました。これにより、周辺地域の利便性や歩行者の通行の安全性が向上することはもとより、平成30年11月に4車線で供用した岩出橋を介して、国道24号や大阪方面へのアクセスが向上されることや観光スポットである和歌山電鉄志川線貴志駅や平池緑地公園へのアクセスが向上することにより、観光振興や地域の活性化に寄与するものと期待されますということで、新しい諸井橋ができ上がりました。広くなり、人も車も随分通行しやすくなり便利になりました。

そこで、1点目の質問ですが、前々からの懸案でもあります河南図書館、旧貴志川支所付近の交通渋滞、今までにも増して発生しています。諸井橋を通ってくる車とか、特に大型車両の通行がふえてきています。また、付近には大型スーパーなどいろいろな大型店が数多くあります。車社会の中で、町内の方だけではなしに町外からも多くの皆さん方が買い物にも来られるということの中で、ラッシュ時は大変な渋滞を引き起こしています。また、県道が交通渋滞のため、付近住民も県道に出るのに苦労している状態であり、また地元の生活道路に車が進入し、混雑が予想されるという心配も現実となってきています。

県道岩出野上線と市道中64号線、久保外科医院前の通りとの交差点、北進車が右折するとき渋滞が起こっています。信号も時差信号になっているのですが、まだまだ渋滞が緩和できていません。

また、県道和歌山橋本線、河南図書館前の交差点、途中で大型スーパーやいろいろな大型店の出入り口があり、ここも非常に交通渋滞を起こしています。一昨年にとまっている車の間から道路を渡ろうとして、反対車線から来た車にはねられ、命を落とされた事故も発生をしております。

これら、県道、市道の交通渋滞の解消と交差点などの安全対策、どのように考えられているか、県や警察に働きかけをしているのか、お尋ねいたします。

それから、2点目の件ですが、県道和歌山橋本線、長山地区から農免道路、市道丸85

号線へ入る交差点、ここも渋滞が起っています。ここは時差信号はついていません。右折車があれば、いつまで待っても進めない状態が続きます。早急に県や警察に時差信号や右折だまりの設置等、働きかけをしていただきたいと思います、これについてのお考えをお聞かせ願います。

次に、3点目ですが、市道中64号線、大型スーパーの駐車場の入り口がある久保外科前の通りですが、買い物の車、大型店の商品搬入の車、通勤の車、近道をしようとする車、スーパーの駐車場もあり交通量が非常に多いです。その道路は、病院に行かれる年寄りの方、電動三輪で通院されている人もおられます。また、自転車、単車で買い物に来られる女性の方もそこを通っています。県道から入ってすぐ道幅が狭く坂になっていて、道路の外側線も消えて非常に危険な状態です。市道から県道に出るのにも、信号の時間が短いため車がたまってしまう。この道路の改修のお考えをお聞かせください。

次に、4点目ですが、それと河南図書館の南、いまあるローソンとの間の道を通り、庁舎内の敷地を通過して庁舎の裏、市道中42号線に通り抜けする車が多くあります。敷地内には、「徐行」という表示をしてくれていますが、敷地内には市役所、貴志川支所、保育所、図書館、コミュニティセンター、商工会などの施設があります。そこは敷地内道路となっているようですが、その位置づけと安全管理はどうなっているか、お尋ねいたします。

最後、5点目なのですが、現在、庁舎敷地の北側、物産センターの裏側に、整備のされていない道路、図書館前の県道岩出野上線と市道中42号線とつながっている市道中43号線があります。舗装もされていない砂利道です。使っている人といえば、農業の車、中学生、高校生がたまに通学に利用しています。

地域からも要望が上がっていると思います。せめて車の通れる道路に整備をすれば、便利もよくなるし、通学道路としても利用できます。抜け道として県道の渋滞緩和に少しでも役に立つのではと思いますが、庁舎敷地内を通り抜けする車も減るのではないかと思います。市道でありながら舗装もされていないが、今後の整備計画はどうなっていますか。担当部局のお考えをお聞きします。

○議長（村垣正造君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 湯川晃司君。

○建設部長（湯川晃司君）（登壇） それでは、高田議員の御質問に答弁させていただきます。

河南図書館前付近の交通渋滞については、図書館前交差点を中心に県道岩出野上線、県道和歌山橋本線の沿線に公共施設や商業施設が密集していることや、県道が3差路で交差するため交通の流れが阻害され、慢性的に交通渋滞が発生している状況であります。

さらに昨年、岩出橋の4車線化や周辺整備により、船戸交差点付近の渋滞が解消されたことや、本年6月の諸井橋のかけかえ事業の完成等により、県道岩出野上線へ流れる車両が増加したこと、また本年3月の阪和自動車道と和歌山南スマートインターチェンジの開設など、この県道2路線も以前より交通量が増加しているものと思われます。

このような状況の中で、河南図書館前交差点と県道岩出野上線に接続する市道中64号線、久保外科医院前通りの交差点についての渋滞緩和対策ですが、この二つの交差点の信号機は、既に時差信号となっております。できるだけ車両がスムーズに流れるような対策がとられていると聞いております。また、図書館前交差点につきましては、右折レーンや歩道設置など一定の整備ができておりますが、県道岩出野上線から市道中64号線に右折する場合、この交差点に右折レーンが設置されていないため、議員もおっしゃっていますように、後続車が北進できず渋滞を引き起こす原因となっております。

右折レーンの設置には用地の確保が必要となりますが、沿線には宅地等が近接しており非常に困難な状況であります。今後、自治区等にも相談しながら用地協力が得られるようであれば、県に交差点改良の整備を要望してまいりたいと考えております。

次に、県道和歌山橋本線から市道丸85号線、豊免道路へ入る交差点につきましては、県道沿いに幅2メートル程度の排水路が設置されております。この排水路を利用してふたがけ等すれば、右折レーンの設置が可能であるかどうかも含め、詳細な調査が必要ですが、可能であれば、今後自治区等と相談しながら県に交差点改良の整備を要望してまいりたいと考えております。なお、時差信号につきましては、交差点改良にあわせた検討が必要と考えております。

次に、市道中64号線の改修でございますが、地元要望により本路線の東方面、県道と和歌山橋本線と交差する台和和歌山工場前の狭隘区間で、歩道を併設した道路拡幅事業を現在進めているところです。今年度中に用地買収を完了し、令和2年度より工事着手、令和3年度中の工事完成を目指しております。工事完成後には、引き続き自治区と相談しながら、この路線の改良工事を進めてまいりたいと考えております。安全対策として、外側線の復旧につきましても、できるだけ早い時期で進めてまいります。

次に、河南図書館とローソンとの間の道について、その位置づけと安全管理はとのごとでございますが、この道路は貴志川支所や中貴志保育所、中貴志コミュニティセンター等への敷地内通路となっており、市道ではございません。合併以前よりローカルルールで敷地内を右回りで通行するよう路面表示されております。安全対策としては、通行を誘導する矢印や徐行等の路面表示、看板等が設置されておりますが、上野山方面から進入した車両が貴志川支所や中貴志保育所へ進入する場合は、一部逆行することになることから対策が必要であると考えております。

最後に、県道岩出野上線と市道中42号線とつながっている市道中43号線の今後の整備計画でございますが、貴志川支所内の敷地を「通り抜け道」として利用している車両もあることから、支所内敷地の安全性を高めるには、議員おっしゃるとおり、市道中43号線を拡幅し整備することが有効であると思われまいます。本路線につきましては、自治区から整備の要望がございますので、未舗装区間については自治区の優先順位により順次工事を進めてまいりたいと考えますが、4メートル程度に拡幅するとなれば用地の確保が必要となりますので、今後用地協力が得られるようであれば整備を進めてまいりたいと考えてお

ります。

○議長（村垣正造君） 再質問、ありませんか。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（質問席） それでは、再質問ということで、河南図書館前の県道和歌山橋本線、岩出野上線は、この地域にとって国道424号線とともに主要な幹線道路です。その道路が渋滞のため、幹線道路としての機能を失われれば、安全で便利なまちづくりという構想から外れてしまうように思われます。

渋滞の原因を探り、緩和対策を早急に進める必要があると思いますが、県や警察に働きかけ、交通渋滞の解消と安全対策について、もう一度お考えをお聞かせ願います。

○議長（村垣正造君） 建設部長 湯川晃司君。

○建設部長（湯川晃司君）（自席） 河南図書館前、また周辺での渋滞緩和対策については、以前からの懸案事項であります。住宅や商業地が密集していることから、用地の確保など非常に難しい問題もございます。この地域に限らず、市内の他の渋滞している箇所にも言えることではございますが、抜本的な解決には都市計画によるまちづくりの中でいろいろと検討する必要がありますが、今後も周辺の交通状況を見きわめながら、市・県・警察が連携し、交通渋滞の解消と安全対策について取り組めるところから順次対応してまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（村垣正造君） 再々質問、ありませんか。

〔高田議員「ありません。終わります」という〕

○議長（村垣正造君） 以上で、高田英亮君の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問は全て終了をいたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次会は、あす12月6日、金曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（散会 午前11時28分）